**Tokyo ものづくり Movement**

**未来のものづくりベンチャー発掘コンテスト2025**

**【応募用紙】**

○応募受付期間

令和６年10月29日(火)14：00～　12月16日(月) 12：00

○応募書類の提出について

下記応募フォーム内「応募書類等」にこちらのファイルをご添付ください。

　<https://monomove.form.kintoneapp.com/public/entry2025>

○お問い合わせ先

株式会社ツクリエ

TEL：070-4357-2496

メールアドレス：info@monomove.tokyo

**＜応募用紙記入上の注意＞**

**・応募書類は、必ず写しを保管してください。**

**・募集要項を踏まえてご作成ください。**

**・ページや行が不足する場合は追加してください。**

**・応募用紙は全１５ページまでとしてください。**

# **２．応募製品について**

**２-１. 基本情報**

|  |
| --- |
| **基本情報** |
| フリガナ |  |
| 製品名 | 外部公開時に記載されます。 |
|  |
| 製品の概要（５０文字程度） |  |
| 販売・提供開始年月日（予定日） |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 販売・提供価格（予定） |  | 円 |  |
| TokyoものづくりMovementに応募したことがありますか？ | [ ]  | ある **⇒** | ・過去の応募製品／サービス名をご記載ください。・今回の応募製品が過去の応募製品の同一か（以下当てはまるものにチェックを入れてください。）　[ ] 同一製品 ・ [ ] 新製品※同一製品の場合は、その改良点を次ページの「2-2製品概要」にご記載ください。※過去TokyoものづくりMovementに採択された方は応募できません。※改良の無い同一製品の場合は、応募対象外となります。 |
| [ ] 　　ない |

**２-２. 製品概要**

応募予定の製品の概要、特徴、セールスポイントなどを分かりやすく記入してください。その際にこの製品を購入・使用する顧客像、その顧客が抱える課題や問題をこの製品はどのように解決する、顧客はどのような場面やシーンで利用するか等も可能な限り具体的に盛り込んでください。また、取得している知的財産（特許等）や取得予定の知的財産があれば併せて記載してください。

過去の応募製品の改良型の場合は、その改良点も明記してください。

**２-３．試作品概要**

2-2.製品概要のために制作したい試作品又は開発済の試作品の概要、現時点で応募者が考えている試作開発の計画（手順・検討要素・技術的な課題や懸念事項等）を説明してください。

**２-４．考案（開発）の経緯、応募者のつよみ**

これから製品開発を進めることを決意した経緯や考案のきっかけ、なぜ応募者がこの製品を開発し事業化したいのか、また応募者が開発に携わることで何故それが実現可能となるのか、という背景等をご説明ください。

**２-５．ビジネススキーム**

**（応募製品の生産・販売体制、全体像）**

応募した製品を生産・販売し収益があがる過程で応募者がどのような役割を担うのか、ヒト・モノ・カネ等の流れを図などを使用し分かりやすく説明ください。特に、どのような顧客に対してどのようにプロモーションを行い、どのような販売形態を用いて収益を上げるのか、可能であれば想定している製造原価や販売価格を明記してください。

**２-６．市場性**

応募製品について、2-5.ビジネススキームを基に市場性(市場規模、市場規模内の目標シェア、類似製品との違い、及び知的財産があればその違い等)についてご説明ください。

**３．会社のビジョン、成長戦略等　《※自由記入》**

将来的なビジョンや成長戦略、事業計画などがございましたらご記載ください。

**４．確認事項**

下記内容をご確認ください。当てはまるものにチェックしてください。全てにチェックがつかない方はご応募いただけませんのでご了承ください。

|  |  |
| --- | --- |
| [ ]  | 募集要項の記載内容を全て確認いたしました。 |
| [ ]  | 申請書類に虚偽の記載はありません。 |
| [ ]  | 応募製品は類似製品等への知的財産権を侵害していません。 |
| [ ]  | 申請内容に変更が生じた場合は、事務局に連絡いたします。 |
| [ ]  | 「過去５年の間に法令等に違反した事実のあるもの、また法令等に違反するおそれがあるもの」に該当しません。 |
| [ ]  | 応募製品の事業実施にあたり、事業倫理審査委員会を実施する必要があるかを確認いたしました。※人を使った実験、アンケート等を取る場合、事業倫理審査委員会が必要となる可能性が高いので、対象となるかどうか、機能試作支援の段階で事務局や都産技研スタッフとよく相談してください。なお、採択された場合事業倫理審査委員会に関する費用は資金支援の対象経費です。 |
| [ ]  | 応募製品の事業実施にあたり、該非判定の対象になるか確認いたしました。また、開発に係るメンバーは、特定類型に該当しないことを確認いたしました。※該非判定や特定類型については以下URLをご確認ください。一般財団法人安全保障貿易情報センターURL：[https:/www.cistec.or.jp/service/gaihi\_benricho.html](https://www.cistec.or.jp/service/gaihi_benricho.html)経済産業省安全保障貿易管理URL：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html> |
| [ ]  | 「暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当するもの。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するもの」に該当しません。 |
| [ ]  | 応募要項に定める事項に違反又は相違があり、奨励金等の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。 |

上記事項の全てを確認しました。

年　　月　　日

住　　所 :

名　　称 :

代表者名 : (役職)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(氏名)